

# 会津若松市消防団のあり方に係るパブリックコメントの実施について

会津若松市市民部危機管理課

## 1. 趣旨

消防団を取り巻く社会環境が変化する中、今後も消防団としての任務を安定的かつ効率的に行うため、「会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会報告書（令和4年3月策定）」に基づく協議を本市消防団と行ってきました。今般、消防団員の定員等についての見直し案がまとまったことから、パブリックコメントを実施するものです。

## 2. 背景

近年、災害が多発化・激甚化し、消防団の活動はこれまでの消火活動に加え、大規模災害への備えや行方不明者捜索など活動領域は多岐にわたり、消防団員一人ひとりの役割が大きくなっています。

その一方で、今年4月時点の団員数は1,436人の定員に対し1,192人とどまり、条例定員と実団員数との乖離が年々広がっています。

また、現役団員の負担軽減を図るため、特定の任務のみを行う機能別団員の確保に努めることが必要であり、多種多様な人材を巻き込んだ制度の拡充が必須となっております。


加えて、団員の労苦に報いるための適切な処遇のあり方や今の時代にあった団員確保策等を講じていくことが求められております。

## 3. 主な見直し内容

### (1) 消防団員の定員の見直し

- ・基本団員の定員は、現在の実情及び地域の特性等を考慮した数とする。
- ・発災時の体制強化と基本団員の負担軽減のため、機能別団員の拡充を図る。
- ・機能別団員の定員は、現在、各分団における定員の不足数のみだが、分団ごとの制限を撤廃し、団全体での数とする。

※基本団員とは、機能別団員以外の消防団員をいう。

	現在の定員		見直し案
定員	1,436人 ※R5.4.1実団員1,192人 (うち機能別30人)		1,259人 内訳：基本団員 1,139人 機能別団員 120人
機能別団員の定員	分団ごと定員の不足数		団全体での人数

(2) 機能別団員の拡充に伴う資格の追加

ラッパ隊は消防団の式典や行事などで吹奏し消防団員の士気を高める役割を担っており、各分団から選抜された団員で活動しているが、緊急出動など通常の消防団活動に加え、吹奏練習が欠かせない。そのため、他の団員に比べ負担が大きく、隊員の確保が課題となっている。

こうした課題を解決するため、機能別団員として吹奏専任の団員や市内勤務者及び通学者についても入隊を可とし幅広い人材の確保を図るとともに、隊の名称を「音楽隊」へ改称する。

- ①所 属 機能別団員に「音楽隊」を新設
- ②活動内容 団行事・式典・イベント等での吹奏
- ③資 格 市内住民のほか、市内勤務者及び通学者も可とする
- ④職名・定員・報酬

区分	音楽隊長	音楽副隊長	音楽隊員
定員	1人	2人	37人
年額報酬	20,000円	16,000円	12,000円
出動報酬額	基本団員と同様の内容		

(3) 職名及び年額報酬の見直し

消防ポンプ自動車を操作・管理する「機関員」について、職名と任務が混在しており分かりにくいことから、任務として職名から分離し、機関員を選任する方式へ見直す。

また、機関員には任務に対する年額報酬12,000円を支給する。

<< 現行 >>

階級	班長		団員	
職名	班長	班長兼機関員	機関員	消防員
年額報酬額	44,500円	48,500円	48,500円	36,500円

<< 見直し案 >>

階級	班長	団員		
職名	班長	団員		
年額報酬額	44,500円	36,500円	+	(任務) 機関員 12,000円

分離

(4) 出勤報酬の見直し

出勤報酬の額については、県内他市の出勤報酬額や県の最低賃金等を踏まえ、出勤報酬の一部を引き上げる。

区分	現行	見直し案
災害、捜索に従事する場合	1,000 円/時間	1,000 円/時間
団訓練、団行事に従事する場合	1,500 円/回	3,000 円/回
分団訓練に従事する場合	1,000 円/回	2,000 円/回
警戒その他消防任務に従事する場合	500 円/回	1,000 円/回



4. パブリックコメントの実施期間

令和5年12月20日から令和6年1月19日まで